

①

(昭和33年9月10日第3種郵便物認可)

1部 9円

【毎月2回・1日・15日発行】

広報



ごよがわら

発行所

五所川原市役所

449号

昭和54年6月15日

印刷 西北印刷

市の人口

52,581人

男

25,492人

女

27,089人

世帯数

14,396

(昭和54年6月1日現在) 住民基本台帳から



野鳥の村で「市民植物観察会」

市では、市制施行二十五周年を記念し、市民に親しまれ市を象徴するにふさわしい「市の花」、「市の鳥」

原市岩木町二二、五所川原
市役所総務課
■応募方法
官制はがき一枚につき、花、鳥または木の名称をど
■締切り
七月十日。(当日の消印)

また、決定した花、鳥、木は、広報紙等で公表するほか市制施行二十五周年記念式典で発表します。

市の花、鳥、木を制定

市制施行 25周年記念 皆さんから募集します

「市の木」を制定することになりました。
このため、次の要綱で市の花、鳥、木を募集します
ので、ふるってご応募下さい

れか一つだけ書き、住所、氏名及び年齢を明記し、投函して下さい。
■あて先
郵便番号〇三七、五所川

有効) 決定された花、鳥、木に
応募した方のなかから抽選で各三人以内に記念品を贈ります。

なお、応募等について詳しくは、市総務課(☎⑤二二番・内線三三五番)へお問い合わせ下さい。

伝統のまとい振り披露

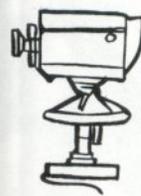


健在「太郎号」

市消防団 (鶴谷初太郎 団長)の観閲式が六月二日、北斗グラウンドに団員八百人が参加して行われ、伝統のまとい振りや消防操法など日頃の訓練を披露し、観覧者の拍手を受けました。
また、蒸気ポンプ「太郎号」が力強い放水をみせ、健在ぶりを示しました。

市政テレビ広報を

ご視聴下さい



・第四火曜日、午後四時五十五分から五時までの五分間
「広報ごしよがわら」
□放送局名 青森テレビ(ATV)
□放送日時 毎月第二・第四木曜日、午前十一時四十分から十一時四十五分までの五分間
□放送日時 毎月第二(RAB)
□放送局名 青森放送

「消費者講座」を開く

市では、消費者行政の一環として次の日程で、「消費者講座」を開きます。
かしこい消費者になるために
■講師 日本石けん洗剤工業会研究員 豊川八重子さん
■テーマ かしこい消費者になるために「洗剤の知識と洗濯(実演をまじえながら)」
■とき 六月十九日(火)午後一時から二時三十分まで
■ところ 産経会館四階会議室(市庁舎に隣接)

分譲住宅の積立者を募集

広田団地

住宅金融公庫融資付

(土地付き1戸建て)

積立期間	募集戸数	1戸当たり平均面積		譲渡予定価格	公庫融資予定額	積立目標額	利息相当額
		土地	建物				
1年	11戸	290㎡	85㎡	11,100千円	5,600千円	5,440千円	60千円
2年	15戸	290	85	11,400	5,900	5,420	80
3年	20戸	290	85	11,500	6,100	5,300	100

- 受付期間 7月9日(月)～14日(土)まで
- 受付場所 市都市計画課
(☎⑤2111番)
- 引渡し予定時期 (1年積立て) 昭和55年10月頃の予定
(2年積立て) 昭和56年10月頃の予定
(3年積立て) 昭和57年10月頃の予定

譲渡予定価格は、1戸当たり平均概算額であり、精算の結果変更になります。

※申込み資格等詳細は、青森県住宅供給公社(青森市長島2丁目1番2号)(☎0177-231625番)へお問い合わせ下さい。

野草の花だより

(七月上旬～七月中旬)

▼コウゾリナ(キク科)
荒地などで普通に見るこ
とができる多年草です。黄
色の花が目立っていてとて
もきれいです。

この茎に細かいトゲ毛が
生えていて、この茎で顔を
なでるとザラザラしてカミ
ソリをあてるようだとい
うことで「顔そり菜」から

「コウゾリナ」と和名がつ
きました。
▼ミヤコグサ(マメ科)
原野などに普通に見られ
る多年草です。花の形から
すぐマメ科の植物であるこ
とがわかります。
むかしこの草が京都の大
仏殿のところに美しくたく
さん生えたので「都草」と
いう和名がつけました。

▼エゾネギ(ユリ科)
草原にたくさん見られる
多年草です。紫色の花が群
れ咲いているのはみごとで
すので、多くの人が知って
います。「エゾ地にあるネ
ギ」という意味から和名が
つけました。
津軽地方では若菜を「ア
サドキ」と呼んで賞味して
います。
(津軽フラワーセンター)



墓地の購入者を募集

長者森平和公園

市都市計画課では、「長者森平和公園墓地」の購入者を募集して
います。

- 募集区画 220区画
- 墓地面積 1区画5㎡
- 永代使用料 110,000円
- 管理料 3,000円(年間)
- 受け

常時受け付けしています。

申し込みと同時に、永代使用料と管理料を納付していただきます。

お問い合わせ

詳しくは、市都市計画課(☎⑤2111番・内線233番)へお
問い合わせ下さい。

妙堂崎～五所川原線橋梁整備事業

要 望 先 建設省道路局地方道課
県土木部道路建設課

事業促進の必要性

当市の市街地と西津軽郡は、1級河川岩木川で分断されており、これら両地域を連絡する橋梁は、国道101号線に係る乾橋1橋であり、かつ国道101号線が当市の中心街を縦断しているため、昨今の交通量の増大により慢性的な交通渋滞を引き起こしている状況である。このことは、都市防災上の見地から非常に危険であり、かつ交通渋滞の緩和を図る上で新たな橋梁の建設が緊急を要する状況にある。

十川改修事業

要 望 先 建設省河川局治水課
県土木部河川課

事業促進の必要性

十川は、十川上流部及び浪岡川の改修により流下時間の短縮がなされている。一方下流部は、未改修のため流下断面も小さく、加えて十川が注ぎ込む岩木川は、土砂の堆積により河床が高いため、増水時には十川に逆流し、水位が上昇する。十川流域における土地改良事業の進展に伴い、現在施行中の相原地区(排水量35m³/S)を始め、中泉地区(排水量12m³/S)のほか上流部に6ヵ所の排水機場が設置或いは計画されており、これらポンプ排水の流入により、更に水量が増幅されることとなるため、地域住民は、堤防決壊の危険に不安を募らせており、上流部の改修と並行して下流部の早期改修が待たれている。

盤整備に重点 への要望事項

旧十川改修事業

要 望 先 建設省河川局治水課
県土木部河川課

事業促進の必要性

本河川は、十川から姥滝地区で分派し、金木町の神原地区で岩木川へ合流する区間延長16.8kmに及ぶ河川で、上流部(松島地区)の1.3kmを除いて全くの原始河川である。加えて当河川には松野木川、飯詰川が流入しているが、これら河川は一部改修を終えていることもあって、降雨時の流水量が極めて短い時間で増し、流域住民は堤防決壊や溢水の危険にさらされている。さらに今後は、かんがい排水事業の完成に伴い、その排水が当河川に排水されることを考える時、河川改修は緊急を要する。

国道101号改築事業(前田野目バイパス)

要 望 先 建設省道路局国道第二課
県土木部道路建設課

事業促進の必要性

国道101号のうち前田野目区間は、山間地であるため急カーブ、急勾配でかつ幅員が狭いので、しばしば交通事故が発生している。とりわけ冬期間は、路面凍結によるスリップ事故が多く発生し、交通渋滞を引き起こしている。このため、交通安全の確保を図るために早期に本事業を完成されるよう要望する。

3.4.3 漆川～岩木町線街路事業(立体交差)

要 望 先 建設省都市局街路課
県土木部計画課

事業促進の必要性

当市の市街地は、国鉄五能線によって東西に二分され、西側地域はもとより東側地域も松島団地の造成と区画整理事業の施行によって急速に発展している。しかし、東西両地域を結ぶ連絡道路は、県道元町～吹畑線1本のみであり、利用者はこの道路に集中し、朝夕のラッシュ時には、車両等が1km以上にわたり渋滞している。このようなことから、産業振興上は勿論のこと通勤・通学の安全確保のため、本事業のなご一層の促進を図る必要がある。

寺田市長は五月二十一日記者会見を行い、国や県に要望する五十五年度の重点事業を公表しました。要望事項は、全部で四十二件で、最重要要望事項が十六件(予算要望八件、文書要望八件)、重点要望事項が二十六件(予算要望二一件、文書

要望五件)あります。最重要・重点要望事業の性格は、膨張する交通量や変動する農業に対処するため都市・営農基盤整備事業に重点がおかれています。以下に最重要要望事項の概略を紹介いたします。

公共下水道事業

要 望 先 建設省都市局下水道部公共下水道課
県土木部計画課

事業促進の必要性

当市では、市街地を数多くの農業用水路が南北に縦貫しており、市街地では、これらの用水路を生活排水路として使用している現状にあるため、農業用水が生活排水によって汚染され大きな問題となっている。

この対策として、土地改良事業による農業用水路の統合が計画されているが、市街地内の完成は、昭和57年度と予定されている。

しかし、農業用水路の統合が完成すると既存の農業用水路は廃壊となり、上流からの流水が途絶えるため生活排水等が滞溜し、環境衛生上非常に憂慮される事態となることが明らかである。

このことから都市環境の改善、環境衛生の向上及び公共水域の水質保全等市民福祉の向上のため、早期に公共下水道を整備する必要がある。

菊ヶ丘運動公園整備事業

要 望 先 建設省都市局公園緑地課
県土木部計画課

事業促進の必要性

本公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの需要に応えるための運動公園及び四季を通じた憩いの場としての機能を併せ持った施設として整備してきたところであるが、これまでに体育館、野球場、図書館等の整備がなされておるものの先の目的にはいまだ不十分でその整備促進が待たれている。

都市・営農基

55年度、国・県

第四中学校統合校舎新築事業

要 望 先 文部省管理局教育施設部助成課
県教育委員会財務課

事業促進の必要性

当市の飯詰中学校及び中川中学校の両校は、施設の老朽化、生徒数の減少に伴う学級減等の問題を抱えているが、これらの問題解消とあわせて、現在当市の行政区域を越えて金木町立金木南中学校へ通学している委託生の吸収を図るために早期に統合中学校を新築する必要がある。

(文書要望) (県)

農 林 部	土地改良第一課	津軽北部地区(仮称)広域営農団地農道整備事業の調査採択について
土 木 部	道路建設課	国道339号線五所川原～鶴田間のバイパス建設について
企 画 部	開 発 課	鶴田地区への新空港の建設について
農 林 部	土地改良第一課	国営平川地区かんがい排水事業の促進について
商工労働部	勞 政 課	狼野長根勤労者野外趣味活動施設整備事業について
土 木 部	道路建設課	県道福山～五所川原線道路整備事業について
土 木 部	河 川 課	直轄岩木川改修事業の促進について
土 木 部	計 画 課	南部地区土地区画整理事業について

ま ず 示 せ

親が物への目と心

ものを大切にする県民運動推進会議

ゴミ(び)み……

みんなで守る五原則

1 ゴミは、収集日の朝以外に絶対出さないこと。

2 燃えるゴミ、燃えないゴミに必ず区別すること。

3 残飯などは、十分水切りをして袋詰めにし、ひもで結んで出すこと。

4 業務用で出たゴミは、燃えるゴミは高瀬焼却場へ、燃えないゴミは野里埋立地へ、それぞれ自分の責任において処理すること。

5 ゴミの不法投棄(用水堰、河川、指定場所以外に捨てること)は、法律によって処罰されます。絶対やらないこと。

□ご注意

用水堰、河川などへの投棄、また収集日の朝以外にゴミを出した場合は、不法投棄者として摘発され、三カ月以下の懲役、または二十万円以下の罰金に処せられますので、決められている事項は必ず守って下さい。西北の中心都市として、誇れる環境をつくるため、初歩である収集日の朝以外のゴミの搬出、不法投棄をなくすることから始めましょう。

ゴミは、収集日の朝決められた場所へ

市では、みなさんの生活環境をきれいにするため、各家庭から出されるゴミは、燃えるものと燃えないものとは区別し、指定された収集日の朝に出していただくよう再三協力を呼びかけています。しかし、残念ながら一部の心ない人が収集日の朝



お願い
町内、部落ぐるみで監視を強め、ゴミの不法投棄をなくしましょう。
ゴミの不法投棄をみたら方は、直ちに市清掃公害課(☎021-111-15)へご連絡下さい。

外にゴミを出したり、燃えるゴミと燃えないゴミを一諸に出すため、各町内に設けられている集積場所が汚れ、悪臭のため町内の方や歩行者に迷惑をかけているのが現状です。
みなさんが共同で利用し

Smokiri Clean

たばこは、*たばこは、*



ちょっとした心づかいも味のうち

山菜とりの遭難事故をなくしよう 山菜とりは事故なく楽しく

今年も楽しい山菜とりのシーズンがやってきましたが、毎年、遭難事故はあとを絶ちません。

遭難事故が発生しますと、大勢の人に迷惑をかけるほか、捜索のための費用は本人や家族の負担になります。

山に入る場合は次のことを守って下さい。



入山心得十章

- 1 天気予報をよく確かめる。
- 2 薄着をしな。簡易雨衣、マッチのほか食糧を多めに持つ。
- 3 家族や駐在所、部落会長等に山のコース、帰宅時間、同行者を知らせておく。
- 4 地理のわからない山には入らない。
- 5 自分の体力に合った行動をする。
- 6 団体のときは、集合時間、場所、コース等をよく打ち合わせ、必ず守るようにする。
- 7 山に入ったらお互いに呼び合って、位置を連絡し合う。
- 8 天候が悪くなりそうときは、早くきりあげる。
- 9 道に迷ったら、無理をせずに、火を燃やすなどして救助隊に知らせる方法をとる。
- 10 帰宅予定時刻を過ぎても帰らないときは、すぐ警察に知らせる。

青森県山岳遭難防止対策協議会
青森県警察本部・警察署

補修工事のため旧警察署に移転

五所川原保健所

五所川原保健所では、七月上旬から十一月上旬にかけて庁舎の補修工事を行います。

このため、補修工事の期間の両日

□移転場所 市内新町三
三〇一、旧五所川原警察署庁舎
□移転月日 七月四、五
□仮庁舎での業務期間 七月六日～十一月上旬まで

新着図書

市立図書館

哲学の話	大島 正徳	風 唱	敦賀 晴川
無意識の心理	ユ ン グ	二条の後	杉本 苑子
武道とは何か	南郷 継正	近松浄瑠璃私考	富岡多恵子
青年心理学	秋葉 英則	洛北四季	国分 綾子
埋もれた巨象	上山 春平	一絃の琴	宮尾登美子
これからの教育と人間像	唐 富太郎	華やぐ日	高橋たか子
個を伸ばす	佐伯 正一	万葉のいぶき	犬養 孝
心身障害の教育と福祉	中野 善造	酒、猫、人間	後藤 明生
夫と妻のための老年学	水野 肇	葛西善蔵全集	葛西 善蔵
それでも農民は生きる	大島 清	回想の太宰治	津島美和子
すばらしい動物の世界	戸川 幸夫	輪と和の中で	秋元 良治
スパイス	斎藤 浩	夕暮まで	吉行淳之介
ぼくたくの音	乗田 幸三	ぼくが猫語を話せるわけ	庄司 薫
津軽の医史	松木 明	おばあさんの引出し	佐藤 慶女
満点ママ減点ママ	藤本 義一	西洋交際始末	深田 祐介
逆転の発想	糸川 英夫	洗 髪	本城 京果
ゆるる青春	池田 美彦	法廷の摩術師	ルノ・スタイン
壮年からの健康管理	木崎 国嘉	女が職場を去る時	沖藤 典子
民衆運動と社会主義	喜安 朗	広中平祐の教育探検	広中 平祐
はらかなるシルクロード	並河 万里	文化と国土設計	会田 雄次
保育実践講座	江波諄子他	燃える軌道	山岡 莊八
気象の周辺	根本 順吉	スモン訴訟の真相	高橋 秀臣
現代思想教程	三井田一男	弥生と邪馬台国	樋口 清之

ツ反・BCG接種 生後6カ月から満4歳まで

お子さんの健康を守るため、ぜひ接種を受けさせて下さい。

対象乳幼児 生後6ヵ月から満4歳まで。(ただし、いまままでBCGの接種を受けた乳幼児は除きます)

母子健康手帳 必ず持参して下さい。

料金 無料です。

地区別の日程は次のとおりです。

地区名	ツベルクリン	BCG	受付時間	場所
五小学区	7月2日	7月4日	13:00~14:00	中央公民館
長橋・栄三好・みどり町	7月3日	7月5日	〃	〃
七和・中川梅沢・飯詰	7月16日	7月18日	〃	〃
毘沙門松島地区 松島団地	7月25日	7月27日	〃	〃
南小学区	7月26日	7月28日	〃	〃

3歳児の健康診断

対象幼児 昭和50年4月2日から9月30日までに生まれた幼児

母子健康手帳 必ず持参して下さい。

受付時間 午後零時30分から午後1時30分まで

健診場所 市中央公民館

地区別の日程は次のとおりです。

月 日	地区名
6月22日	五小学区・小曲地区・新宮団地・飯詰地区
6月28日	三好・栄・毘沙門地区・松島団地
6月29日	みどり町・七和・長橋・中川・梅沢地区
7月12日	南小学区・松島地区

※9月6日、9月7日、10月4日、10月5日の分は、8月15日の広報に掲載します。

春の転作確認日程

確認時間 午前九時三十分から午後三時二十分まで

確認方法 表示板による。

（表示板のない方は、支所へ請求して下さい。）

確認結果 はがきで転作者に通知します。

26	25	23	22	21	20	
火	月	土	金	木	水	
鯨ヶ森 弘鶴 金木 稲	沢田 前田 木造 垣	旧市内	宮町 新平 井小	藻川	高瀬 鶴岡 福井	水野 尾広 未富 前馬

館

とき 六月二十一日

ところ 市民文化会

入場 無料

講師 邱永漢(経済評論家、経営コンサルタント)

議題 主催 五所川原青年会

経済講演会

公定歩合引上げの影響

印鑑登録替え

市では、4月1日から印鑑の登録替えをおこなっています。

現在登録している本庁、または支所の窓口において下さい。

4月1日以前の登録台帳での証明書の交付は、6月30日までです。

登録替えの際本人確認のため、運転免許書、写真入身分証明書、外国人登録証明書等が必要です。もし証明書等がない方は、昭和54年4月1日以降に新規登録された方の保証人による保証書が必要です。

代理人で登録する場合は、その場で登録証はお渡し出来ません。本人の意志に基づくものであることを確認のため、直接本人あて照会書を郵送した後に登録証を交付します。

もうお済みですか



この野草の名は・・・ 野鳥の村で観察会

野鳥と野草の宝庫である市内味噌ヶ沢「野鳥の村」で六月三日、五十人の小、中学生、父兄が参加し自然観察会を行いました。津軽植物の会(木村啓会長)が指導に当たり、緑に囲まれた観察コースを巡って道端に生えた野草を観察したり、小鳥のさえずりに耳をかたむけていました。



第15回「市民弓道教室」

○開設期間 六月二十三日(土)～十月二十七日(土)
○第一会場 毎週火・土 曜日午後七時～九時
○第二会場 毎週月・金 曜日午前九時三十分～十一時三十分
□開設場所 三道会館弓道場(定員制限なし)
○第二会場 松島団地集会所(団地の方、申込み順十人まで)
○申込み先 新町、成田ハンコ店(☎51083番) 松島町、山形四郎(☎53102番)
□開講式

六月二十三日(土)午後七時から三道会館二階で行います。(対象参加者は、第一・第二会場とも申込者全員)
□費用 一人九百円。(傷害保険料及びテキスト代として)
□主催 五所川原弓道会

皆さんは、農地の土壌の具合を知っていますか。農業センターでは、常時PH(酸度)の強度検査を無料で実施しています。検査を希望する方は、市内毘沙門、広域新農業センター(☎72104番)へ申し込んで下さい。

税務署だより

給与の支払を受ける人が常時十人未満の源泉徴収義務者は、次のように半年分ずつまとめて納付する「納期の特例」制度の適用が、**源泉所得税の納付は七月十日まで**受けられます。
(一)一月から六月までに支払った給与などから源泉徴収した所得税額は七月十日、(二)七月から十二月までに支払った給与などから源泉徴収した所得税額は翌年一月十日までに納付することになります。この「特例」を受けるための申請書は、いつでも税務署長に提出できますから、ご利用下さい。
お、な

広報紙の早期配布にご協力下さい

「スポーツ教室」の参加者を募集

市教育委員会では、今年も「スポーツ教室」の参加者を募集しています。ふるってご参加下さい。

①申込先 市教育委員会・保健体育課(☎43192番)。
住所・氏名・生年月日・電話番号・希望する教室名に参加料1,000円(うち680円はスポーツ傷害保険料として)を添えて電話かはがきで申し込んで下さい。
※6月現在保険に加入済の方は、参加料320円だけです。

②申込締切り 6月25日(月)
・場所……………市民体育館
・募集人員……各教室とも先着60人まで。
・参加料は当日でもよい

教室名	対象者	性別	定員	時間	開設期日	回数
テニス教室	一般 初心者	男 女	60 人	9時30分 ～ 12時	6月26日、7月3日、7月10日、 7月17日、7月26日、7月31日、 8月21日、8月28日	8 回
バレーボール 教室	主	婦 女	60 人	18時30分 ～ 21時	6月26日、7月3日、7月10日、 7月17日、7月26日、8月21日、 9月7日、10月17日、11月8日、 12月6日	10 回

※なお、バドミントン教室等は、9月以降実施します。参加者は、運動のできる服装、ズックを使用すること。